

令和元年6月4日

第2回多度津町議会定例会会議録

1、招集年月日 令和元年6月4日(火) 午前9時00分 開議

1、招集の場所 多度津町役場 議場

1、出席議員

1番	村井 勉	2番	門 秀俊
3番	天野 里美	4番	兼若 幸一
5番	中野 一郎	6番	松岡 忠
7番	金井 浩三	8番	村井 保夫
9番	小川 保	10番	古川 幸義
11番	隅岡 美子	12番	渡邊美喜子
13番	尾崎 忠義	14番	志村 忠昭

1、欠席議員

な し

1、地方自治法第121条の規定による出席者

町 長	丸尾 幸雄
副 町 長	秋山 俊次
教 育 長	田尾 勝
会計管理者	神原 宏一
町長公室長	山内 剛
総務課長	岡部 登
政策観光課長	河田 数明
税務課長	泉 知典
住民環境課長	石井 克典
高齢者保険課長	多田羅 勝弘
健康福祉課長	富木田 笑子
建設課長	三谷 勝則
産業課長	谷口 賢司
消防長	阿河 弘次
教育課長	竹田 光芳

1、議会事務局職員

事務局長	中野 弘之
書 記	前原 成俊

1、審議事項

別紙添付のとおり

開会 午前9時00分

議長（村井 勉）

おはようございます。

議員各位には、ご多忙のところ、定刻にご参集いただきまして誠にありがとうございます。

ただ今より、令和元年第2回多度津町議会定例会を開催いたします。

開会に先立ちまして、町長よりご挨拶があります。丸尾町長。

町長（丸尾 幸雄）

皆さん、おはようございます。もう季節的には新緑の季節から少し汗ばむような初夏の香りも漂う季節に移り変わっているということを肌で感じているこの頃ですけども、また、マスコミ関係では、もう間もなく梅雨の時期に入るのではないかというようなことも伝えられております。そういう季節の中で本日から6月議会が始まります。今日が開会となります。議員の皆さま方におかれましては、日々議員活動にご精励のことと思います。どうかこの6月議会におきましても住民の皆さま方のご意見、ご要望そういうものも汲み取っていただいて、この常任委員会の中でそのようなご意見もいただきたいと思っております。そしてこの6月議会で議決をしていただきますように、皆様方には議決権を行使していただいて、議決をしていただきますことを願って、開会に際してのご挨拶とさせていただきます。どうかよろしく願いいたします。

議長（村井 勉）

ただ今、出席議員は14名であります。

よって、地方自治法第113条の規定により、令和元年第2回多度津町議会定例会は成立を致しました。

これより、第2回定例会を開会いたします。

本日の議事日程は配付の通りであります。

なお、議案第9号、専決処分の承認について、令和元年度多度津町特別会計公共下水道補正予算（第1号）が追加提出されておりますので、ご報告いたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

多度津町議会会議規則第125条の規定により、6番 松岡 忠君、10番 古川 幸義君を指名いたします。

日程第2、会期の決定を議題と致します。

お諮りいたします。議会運営委員会委員長、古川 幸義君。

議会運営委員会委員長（古川 幸義）

会期の件でございますが、本日6月4日より6月14日までの11日間とし、詳細については、議長の方でお諮りをお願いいたします。

議長（村井 勉）

ただ今、議会運営委員長の発言の通り、本定例会の会期は、本日より6月14日までの11日間とし、日程については、6月4日火曜日、提案説明、5日水曜日、休会、6日、今定例会に10名の質問者が出ております。一般質問6日の木曜日7名、7日金曜日3名を予定しております。8日土曜日から10日、月曜日まで休会、11日火曜日、総務教育常任委員会、12日水曜日、委員会予備日、13日木曜日、休会、14日金曜日、議案審議と致したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日より6月14日までの11日間とし、先に言いました日程によることに決定致しました。

日程第3、諸般の報告を行います。

まず、議長報告であります。監査委員より例月現金出納検査執行状況、町長より平成30年度多度津町一般会計繰越明許費 繰越計算書、平成30年度多度津町特別会計公共下水道繰越明許費 繰越計算書、平成30年度多度津町特別会計介護保険事業繰越明許費 繰越計算書、平成30年度多度津町土地開発公社決算等状況、及び平成30年度公益財団法人多度津町文化体育振興事業団の経営状況の報告を受けております。報告は、タブレットに掲載をいたしておりますので、朗読は省略をいたします。

次に委員長報告を行います。タブレットに委員長報告に掲載しております。タブレットの準備はよろしいでしょうか。

最初に4月18日に開催されました新庁舎建設特別委員会の委員長報告を求めます。新庁舎建設特別委員会委員長、渡邊 美喜子君。

新庁舎建設特別委員会委員長(渡邊 美喜子)

それでは新庁舎建設特別委員会の結果報告につきまして、平成31年4月18日に開催した新庁舎建設特別委員会の結果を次のとおり報告します。

議題1 新庁舎建設における施設配置について

審議結果 議題1について委員、傍聴議員より、

一つ、耐震構造と免震構造などを比較しているが、震度7の可能性もあるので震度を何に想定しているか聞きたい。

一つ、資料の施工工期や性能評価等の数値は比較対象がなくて分かりにくい、また、「変位クリアランス」の説明をお願いしたい。

一つ、資料の中の数値は JR の線路の中心からの数値なのか、その数値が建屋との境界になるのか、どのくらい境界から入るようになるのか。

一つ、敷地幅が限られた中で庁舎の耐震とか JR との境界や高圧線からの制約があるので、建設位置をずらすことも必要ではないのか。

一つ、高圧送電線の電磁波の影響はないのか。

- 一つ、建設コストが安い計画案はどれになるのか、概算は出来ているのか。
 - 一つ、延べ床面積や建ぺい率はどうなっているのか。
 - 一つ、ランニングコストが安く、基礎の問題で有効活用を考えると耐震にしていけるようになるのか。
 - 一つ、第②案だと駐車台数が117台となっているが、少ないのではないか。
 - 一つ、追加資料の図面の階層の高さは3.1mとなっているが、議会関係の高さも同様に考えているのか、別途考えるのか。
 - 一つ、建設予定地で新庁舎の位置をパーク&ライド側へ動かすことは出来ないのか。
 - 一つ、庁舎駐車場はパーク&ライドと隣接しているので、非常時に使用することもあるのではないか。また、ホール棟で行事がある場合はパーク&ライドを活用して来庁者の利便性を考えるべきではないか。
 - 一つ、パーク&ライドの利用者が庁舎やホール棟の駐車場を無断で利用することも考えられるので、防止策を検討するべきではないか。
 - 一つ、敷地境界と建物が3.9mというのは最低限のものと考えて良いのか、重機の作業半径や後からのメンテナンスを考慮してある程度の空間を確保するよう考えてもらいたい。
 - 一つ、パーク&ライド側を有効利用して庁舎を移動させた場合、スペースはどのくらいになるのか。
 - 一つ、今後のスケジュールはどうなっているのか。特別委員会として次回以降の決議をどういう風にしていつ頃までに欲しいのかというような計画を示してもらいたい。
 - 一つ、配置計画は重要であり、短時間で決めるのは非常に責任が重い、立体的な映像などの資料を使ってのプレゼンは出来ないのか。
 - 一つ、駐車場のうち、公用車はどこに考えているのか。
 - 一つ、建ぺい率が60とあるが緑地帯はどうなるのか、駐車場が減ることはないのか。
 - 一つ、新庁舎は2階建てになるのか、また、現在の福祉センターの各部屋は確保出来るのか。
 - 一つ、第②案で議場横の屋上駐車場は、すべて駐車用として使用するのか。
 - 一つ、委員会で議決が必要になるのならば、簡単なもので良いので工程表を示してもらいたい。
- その他多くの意見、要望があり、それに対して執行部より、
- 一つ、建築基準法に基づき大規模地震の震度6強から7を想定して倒壊しない計算をした上で、重要度係数1.5倍の数値を採用している。
 - 一つ、「変位クリアランス」とは建物と基礎地盤との隙間をどれくらい空けるかというものであり、今後は資料の数値等は詳細に記載したい。
 - 一つ、資料の数値は線路の中心からで、建屋との境界になっており、耐震・中間免震・制震で約3m、基礎免震で約6.4m入るようになる。

- 一つ、建築位置や建築面積等は基本計画に基づく建設予定地での制約条件を満たして検討したもので、幾つかのプランを提示した中でどれにするかを協議してもらいたい。
- 一つ、高圧送電線の制限は建築物との離隔であり、人的な面では屋上利用の場合は距離も離れるので電磁波を考慮したものと考えている。
- 一つ、第①案が一番安い計画になっており、低層構造や平面駐車場を採用すれば安くなる。荒い試算は出来ているが、現時点でいくらと言うことは出来ない。
- 一つ、建ぺい率は 60 となっており、資料に記載しているすべての案はクリアしている。
- 一つ、コスト削減のため、なるべく耐震の低層階で計画を進めたいので第②案で検討させて頂きたい。
- 一つ、基本計画時には駐車台数を 150 台としており、駐車場を設計する計算では現状の 90 台が基準で、あとは余分としての建設になる。
- 一つ、追加資料の図面の高さは駐車場を考えたものであり、庁舎の高さを表したものでない。
- 一つ、新庁舎はパーク&ライドの敷地を 900 m²程度削って利用する計画としており、それ以外の敷地の有効利用は今後のパーク&ライドの使用形態も含めて臨機応変に考えたい。
- 一つ、庁舎駐車場をパーク&ライドと共有すると庁舎の方に無断駐車する恐れもあるので、切り離して考えたい。ホール棟や庁舎棟で催し物がある場合は、駐車券を発行することも検討したい。
- 一つ、パーク&ライドは JR 利用者、役場に用事がある人は庁舎駐車場と明確に分けて利用者が不便にならないように、また、間違った利用がないような防止方法を色々と考えたい。
- 一つ、敷地境界から 3.9m というのは、ここから建築工事が可能ということを示している。高圧線からの離隔距離も含めて安全に工事やメンテナンス作業が出来る空間を確保するよう詳細設計の中で決めていきたい。
- 一つ、庁舎の幅は約 25m で高圧線の影響を受ける 3 階以上の部分に議場がある場合は、歪な形になるのでパーク&ライド側にずらす必要がある。
- 一つ、今後の予定スケジュールは、何らかの方法で早急に提示したい。
- 一つ、基本設計を実施中であるが、配置計画が決まらないと詳細設計が難しいので、議場を 3 階に配置してホール棟の南に 1 層 2 段の立体駐車場と庁舎棟の屋上にも駐車場を設ける第②案の計画で詳細を検討させて頂きたい。
- 一つ、多度津町では傍聴議員も発言が出来る制度をとっており、資料は事前に送付しているので勉強会をするなどした上で委員会では結論を頂きたい。
- 一つ、通常の公用車は庁舎北側の平面駐車場で、マイクロバスや町長車・議長車は附属棟の車庫で考えている。

- 一つ、緑地は必要な駐車場を確保した上で、今後の設計の中で屋上も含めて検討していく。
- 一つ、庁舎棟の事務スペースは1階と2階として3階には議場を配置することになり、現在の福祉センターにある教育課・産業課は庁舎棟に入り、その他の会議室等の部屋がホール棟に確保する予定である。
- 一つ、第②案で計画している屋上駐車場は、今後イベントでも使用可能だと考えており、議場の有効活用も併せて検討したい。
- 一つ、工程表では基本設計・実施設計の期間が31年2月から11月までの約10ヶ月、施工工事が32年の2月から33年の3月までの14ヶ月を想定している。

以上のような答弁があり、審議の結果、議題1について「新庁舎の構造は耐震構造」とし、「施設配置は第②案」で基本設計・実施設計を進めることを本委員会として了承した。以上であります。

議長（村井 勉）

これより、ただいまの委員長報告に対する質疑を開始いたします。小川 保 君。

議員（小川 保）

今、委員長の方からご報告をいただきましたが、内容について私どもに示されておる文言等につきまして若干の言い直しとか、あるいは飛ばしとか言う説明がございましたが、それは意図的にやられておったのかどうか質問いたします。

議長（村井 勉）

委員長。

新庁舎建設特別委員会委員長（渡邊 美喜子）

一応、原稿を先日いただきまして読む中で、出来るだけ頭の中に入れてという部分を目的に読んでみました。そしてその中で今、小川議員さんの今、お話がありました、意図的とかに関しては、録音その他色々な部分で、正確に今報告したつもりでございます。また、詳しくは誤解等もございましたら大変困りますので、また、そのあとで話し合いを持つとかいう部分で、今後とも庁舎特別委員会も何回か開かなければならないと思いますので、その旨、その時にお話をしていただければと思っております。以上です。

議長（村井 勉）

今の委員長のとおりに、意図的には変えておらないと思います。小川 保 君。

議員（小川 保）

有難うございます。また、録音等でご確認いただいたらと思います。以上です。

議長（村井 勉）

これをもって質疑を終結いたします。お諮りいたします。4月18日に行われました新庁舎建設特別委員会委員長報告について、これを了承することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

異議なしと認めます。よって新庁舎建設特別委員会委員長報告は了承することに決定いたしました。続いて5月21日に開催されました、新庁舎建設特別委員会の委員長報告を求めます。新庁舎建設特別委員会委員長、渡邊 美喜子 君。

新庁舎建設特別委員会委員長（渡邊 美喜子）

それでは新庁舎建設特別委員会の結果報告につきまして、令和元年5月21日に開催した新庁舎建設特別委員会の結果を次のとおり報告します。

議題1 議会スペースについて

審議結果 議題1について委員、傍聴議員より、

- 一つ、特別委員会の視察先で聞くと、議場の多目的利用についてはほとんど使用しないとのことであった。
- 一つ、平成30年3月の打合せにおいても、議場の多目的利用はしないと結論している。
- 一つ、議場の多目的利用とは、具体的にどのようなことを想定しているのか。
- 一つ、特別委員会の視察時に委員で議論したところ、「直列配置型」で決定している。
- 一つ、「直列配置型」が良いと思うが、細長い敷地なので議場が東西に長くなるのか、南北に長くなるのか、どういう想定をしているのか。
- 一つ、「直列配置」で「平面型」にすると議会中継などのカメラ撮影では顔がかぶるので、低い段差をつけた方が見やすくなるのでないか。
- 一つ、1段か2段の10cm程度の段差をつけた上で、傍聴席は低層にして腰から胸までの高さの仕切りにすると屋根の高さを抑えられるのでないか。
- 一つ、段差をつけると全部にスロープが必要になるのか、また、議場内の通路は広くなるのか。
- 一つ、東西に狭い議場で1段の段差ということだが、議員14人を配置すると1段の段差で良いのか。資料を置く関係で机のスペースは現状のままか広くしてもらいたいので、断面形式についてはこの場では決められないのでないか。
- 一つ、議場の質問席と議員席との段差や配置はどうなるのか。ある程度のものが決まれば、断面図も含めてレイアウトを図面で示してもらいたい。
- 一つ、経費節減も大事だが、最低限必要なスペースは多少広くなっても仕方がないのでないか。
- 一つ、「段床形式」にすると車椅子利用が難しくなるとあるが、どのような対策を考えているのか。通路は広く考えているのか。
- 一つ、低層の傍聴席になるのであれば、セキュリティを考慮してもらいたい。
- 一つ、理事者側の演壇は、1段高い従来型のものを考えているのか。
- 一つ、図書室・書庫・勉強部屋・執行部控室は別々に設けずに、集約できるものはひとつにまとめたら良いのでないか。
- 一つ、応接室は議長室・副議長室とは別に設けるのか。

- 一つ、図書室・委員会室・議員控室・執行部控室の検討で出している想定面積の根拠を教えてください。
- 一つ、委員会室 120 m²というのは傍聴席を考慮しているのか、車椅子も考慮しているのか。
- 一つ、議員控室 80 m²は現状よりも狭くなっているが、現状の 3 つの控室の合計面積なのか。
- 一つ、今後、増えると思われる女性議員の更衣室等を考慮してもらいたい。
- 一つ、委員会室等は、プロジェクターなどの機器を使用してプレゼンをする会議が出来ることを考慮した面積にすべきでないのか。
- 一つ、縦・横の幅が決まっているのであれば、委員会室の形だけでも表わすことが出来ないのか。
- 一つ、議会関係の諸室は同一階に配置されると思うので、ある程度のレイアウト図を提示して検討する方が分かりやすいのでないか。意見を聞いてから図面を考えて検討を繰り返す時間的な余裕があるのか。
- 一つ、委員会室については、本日の意見・要望を反映した図面をコンサル業者が作成してから提示されるのか。
- 一つ、現在の議員控室は会派ごとの部屋になっているが、14 人全員が集まれる控室が 1 部屋必要でないか。
- 一つ、特別委員会の研修結果では、可動間仕切壁は音漏れや空調の個別対応不能のため採用せずに、壁を有した会派ごとの部屋か又は全員が入れる控室プラス会派別の 2 つの小会議室を要望する。また、控室内には事務作業が可能な高さの机・椅子・応接テーブルを設けてもらいたい。
- 一つ、執行部控室については、別に部屋を作る必要はないと思うが、執行部に任せたい。
- 一つ、傍聴席は固定椅子にせずに、現状の 30 席と車椅子 2 台分にプラスして臨時用椅子を置くことが出来たり、人の移動がしやすい余裕のある広さを確保すれば良いのでないか。
- 一つ、傍聴席は 20 席程度にして、住民が自宅等で議会が見られる設備を整備して 10 席分は他に有効活用すれば良いのでないか。
- 一つ、過去には町の重要案件がある場合は傍聴者が多く来ているので、傍聴席は 30 席必要であり、満席時には別室でモニターを見られるようにすることも考慮すべきでないか。
- 一つ、議会事務局の部屋は、コピー機を別室にするなどして少し余裕のある仕様にすれば良いのでないか。
- 一つ、議会事務局での「窓口仕様の考え方で、廊下には窓を設けない」というのは理解できないが、誰が通ったか確認するためには窓が必要でないか。

- 一つ、会議録などの書類は倉庫で保管するのか、古い会議録をデータ化して保管する考えはあるのか。
 - 一つ、議会事務局の部屋は他自治体に比べて狭いので、適正な広さを十分検討してもらいたい。
 - 一つ、今後のことを考えて議場・議長室・委員会室・議員控室はO・Aフロアでお願いしたい。
 - 一つ、若手女性議員への配慮として化粧室・更衣室・女性用休憩室や洗面所のスペースを設置してもらいたい。
 - 一つ、地方債関係の総務省通達も考えて、新庁舎の議論だけでなく現庁舎の解体も考慮しないとイケないのではないか。
- その他多くの意見、要望があり、それに対して執行部より、
- 一つ、「議場の多目的利用」とは議会開催時以外は議場を住民に開放して使うというものであるが、併設するホール棟に大きい部屋を設けるので、昨年3月の議会との打合わせで検討した結果、多目的には使用しないとの結論に至っている。
 - 一つ、近隣自治体の議場は丸亀市・善通寺市・観音寺市が「直列配置型」、坂出市が「円形配置型」となっている。
 - 一つ、配置計画では屋上利用の中で通路も検討しているので、議場も細長くなり南北に長くなると想定している。
 - 一つ、近隣自治体の状況は丸亀市が定数25で「段床式」の2段2列、坂出市が定数20で「フラット形式」、観音寺市が定数20で3段の「段床式」、善通寺市が定数16で「段床式」の仕様で、多度津の場合は定数14なので1段をつける形になると思われ、スロープも必要となる。議会中継のカメラに関しては席をずらす方法もあり、別途考える必要がある。
 - 一つ、現議員数からすると議場席の列は減少し、議員席側に段差をつけるとスロープが1ヶ所は必要になり、執行部席側では演台が1段あがるとスロープは2ヶ所必要になる。
 - 一つ、議員席は1人用机を並べるケースが多くなっており、段差の数や配置も含めて資料を提示しながら今後どれを採用するか協議したい。
 - 一つ、経費節減を目指してなるべくコンパクトなものを検討しており、議場と諸室を含めて大きさはまだ決まっていない。
 - 一つ、必要なスペースは確保するつもりであり、床の形式が決まれば今後の提案をしていく。
 - 一つ、議場を「段床形式」にするとスロープの対応になり、ユニバーサルデザインの通路では1.2mの幅になっている。
 - 一つ、演壇は従来型のレイアウトを考えているが、低くすることは可能である。従来の速記席の必要性も含めて協議していきたい。

- 一つ、「議場は直列配置型」、「床は段床型」、「傍聴席は低層式」と決定したので、
どういう形になるか検討した上で協議したい。
- 一つ、議長室と副議長室を別にして中間に応接室を設ける案や図書室と応接室を兼用
とすることを考えている。
- 一つ、図書室等の想定面積は、他の事例を参考にコンサルタントと協議して現状にプ
ラスして提示している。
- 一つ、委員会室には 10 席程度の傍聴席を想定しており、車椅子も考慮することにし
ている。
- 一つ、基本計画を作成する際の議員控室は、3 部屋の 97.2 m²で現状を捉えており、以
前の定数からは減っているため 2 部屋 80 m²で想定している。
- 一つ、委員会室等にプロジェクター等の機器を設置することに意見がまとまれば、必
要面積は改めて検討していく。
- 一つ、縦・横の幅は決まっていないので、今後協議していく中で部屋のスペースは決
まっていく。
- 一つ、部屋の規模を決めて、配置計画をたててから配置や面積を提示した方が分かり
やすいと考えている。
- 一つ、議場関係は議会側の意見を聞いてから進めていくことを前提としているので、
本日の委員会の意見を反映して図面を作成することとしているが、今後の委員
会資料にあらかじめ諸室の配置・面積等を記載した図面を準備する要望があれば、
対応することは可能である。
- 一つ、委員会室の要望として傍聴席・車椅子のスペースと A V 機器を考慮した図面を
準備する。
- 一つ、議会のモニター視聴は検討しているが、傍聴用として個別に母子室などの部屋
を造るのかについてはケーブルテレビ中継も含めて考えたい。
- 一つ、廊下に窓を設けないというのは、近隣自治体がしているような部屋を構えずに
カウンター仕切りにするということである。
- 一つ、全ての執務室は、職員 1 人当たりの基準面積により算出して造っていくこと
になる。
- 一つ、執務室内にある収納は極力減らす考えであり、保管は全て倉庫にする予定であ
る。
- 一つ、会議録などの書類の保管は書庫を予定している。会議録に限らず書類の電子化
は将来的に必要なと考えている。
- 一つ、議会事務局だけでなく全課が平等になるような収納を考えながら、スペースを
検討したい。
- 一つ、O・Aフロアだけに拘らず、外配管にならないような将来的にも対応出来る構
造にしたい。

一つ、ユニバーサルデザインで計画するので、庁舎全般に多目的ルームや授乳室を設置する考えであり、一般住民と共有にはなるが、女性議員も使用可能と考えている。

一つ、現庁舎を売却するか解体するかは何も決まっていないので、除却の補助金・交付金には拘らずに今後の使い方を検討しないといけないと考えている。

以上のような答弁があり、審査の結果、議題1について「議場の多目的利用はしない」、「議場の配置は直列配置型」、「議場の床は段床型」、「傍聴席は低層型」、「議長室と副議長室は応接セットを配した同一部屋」として基本設計・実施設計を進めることを全会一致で本委員会として了承しました。以上です。

議長（村井 勉）

これより、ただいまの委員長報告に対する質疑を開始いたします。ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。お諮りいたします。5月21日に行われました新庁舎建設特別委員会委員長について、これを了承することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

異議なしと認めます。よって新庁舎建設特別委員会委員長報告は、了承することに決定いたしました。

続きまして、町長報告であります。

これにつきましても、すでにタブレットに掲載を致しておりますので、朗読は省略をいたします。

日程第4、議案第1号専決処分の承認について（多度津町税条例等の一部改正）、議案第2号専決処分の承認について（多度津町都市計画税条例の一部改正）、議案第3号専決処分の承認について（多度津町国民健康保険税条例の一部改正）を提案説明の都合上、一括議題といたします。タブレットの準備はよろしいでしょうか。

提案者の提案理由の説明を求めます。

税務課長、泉君。

税務課長（泉 知典）

おはようございます。

それでは、今回上程いたしました議案につきまして、提案説明をさせていただきます。議案第1号、専決処分の承認について「多度津町税条例等の一部改正」、議案第2号、専決処分の承認について「多度津町都市計画税条例の一部改正」及び、議案第3号、専決処分の承認について「多度津町国民健康保険税条例の一部改正」の3議案は、関連のあることから、一括して提案説明をさせていただきます。よろしく願いいたします。

この度の改正は、地方税法等の一部を改正する法律（平成 31 年法律第 2 号）、地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成 31 年政令第 87 号）、地方税法施行規則及び自動車重量譲与税法施行規則の一部を改正する省令（平成 31 年総務省令第 38 号）及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令（平成 31 年総務省令第 39 号）が平成 31 年 3 月 29 日にそれぞれ公布されたことに伴い、平成 31 年 4 月 1 日を施行日とする改正内容が含まれますことから、本町の税関係条例の一部改正が必要となり、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、本年 3 月 31 日付で別紙のとおり、それぞれ専決処分を行いましたので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求めるものでございます。それでは、まず、議案第 1 号、多度津町税条例等の一部改正の専決処分の承認について、提案説明をさせていただきます。

なお、元号の表記につきましては、法律等の改正が平成で表記されておりますので、本税条例も平成の表記となっております。よろしくお願い申し上げます。

先ずは、個人住民税関係でございます。

1 つ目は、寄附金税額控除、いわゆる「ふるさと納税」（特例控除）について、制度の見直しに伴うものでございます。

2 つ目は、本年 10 月以降に消費税率 10% が適用される住宅取得等について、住宅ローン控除の対象期間を 3 年間延長するものでございます。

3 つ目は、子どもの貧困に対応するために町民税の非課税措置の対象に、平成 33 年度以後の住民税から、前年の合計所得金額が 135 万円以下の「単身児童扶養者」を加えるものでございます。

その他、関係法令の改正に伴う条文の整備も含まれた内容のものでございます。

次に、軽自動車税でございます。

軽自動車税の環境性能割の税率の特例として、本年 10 月 1 日から来年 9 月 30 日までの間に取得した軽自動車について税率を 1% 減とする臨時的軽減の規定を新設するものでございます。

その他、関係法令の改正に伴う条文の整備も含まれた内容のものでございます。

それでは、新旧対照表を用い、主な改正点についてご説明させていただきます。

アンダーラインの箇所が改正部分で、右側の欄が改正前、左側の欄が改正後でございます。

また、条例改正による施行日は、改正附則に定めてありますが、条文ごとに施行日が異なりますことから、条文ごとの説明とさせていただきます。

それでは、まず第 1 条関係といたしまして、3 ページからから 4 ページの第 34 条の 7 は「寄附金税額控除」に関する規定で、特例控除額の措置対象を特例控除対象寄附金とするもので、「ふるさと納税」制度の見直しに伴うもので、施行日は平成 31 年 6 月 1 日であります。

4 ページ中段から 6 ページの附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項において、住宅借入金特別控除

に係る特別特定取得をした場合の控除期間の拡充を図るもの、第 2 項において、住宅借入金特別税額控除に係る申告要件を廃止するもので、施行日は平成 31 年 4 月 1 日であります。

7 ページ上段から 9 ページ上段の附則第 9 条及び附則第 9 条の 2 は「個人の町民税の寄附金税額控除に係る申告の特例等」に関する規定で、申告特例の対象を特例控除対象寄附金とし、申告特例通知書が送付された時に申告特例控除額の適用があるものとするもので、施行日は平成 31 年 6 月 1 日であります。

12 ページ上段から 15 ページの附則第 10 条の 3 は「新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告」に関する規定で、第 6 項に、高規格堤防の整備に伴う建替家屋に係る税額の減免措置の適用を受けようとする者がすべき申告について、法規定の新設に合わせて新設されたもので、施行日は平成 31 年 4 月 1 日であります。

15 ページ中段から 19 ページの附則第 16 条は「軽自動車税の税率の特例」に関する規定、19 ページ下段から 20 ページの附則第 16 条の 2 は「軽自動車税の賦課徴収の特例」に関する規定で、軽自動車税のグリーン化特例及び賦課徴収の特例について 3 段階で改正するもの。

この第 1 条改正では、重課を平成 31 年度に限るものとし、平成 29 年度分の軽課を削除するもので、施行日はいずれも平成 31 年 4 月 1 日であります。

続きまして、第 2 条関係といたしまして、20 ページから 21 ページの第 36 条の 2 は、「町民税の申告」に関する規定で、申告書記載事項の簡素化を行うものでございます。

第 36 条の 3 の 2 は「個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書」に関する規定、21 ページ中段から 23 ページの第 36 条の 3 の 3 は「個人の町民税に係る公的年金等 受給者の扶養親族等申告書」に関する規定で、単身児童扶養者の扶養親族申告書記載事項への追加で、施行日は、いずれも平成 32 年 1 月 1 日であります。

24 ページから 25 ページの附則第 15 条の 2 は、「軽自動車税の環境性能割の非課税」に関する規定で、非課税とする臨時的軽減の規定を新設するもの、附則第 15 条の 2 の 2 は「軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例」に関する規定で、環境性能割の賦課徴収の特例を新設するもの、26 ページ上段の附則第 15 条の 6 は「軽自動車税の環境性能割の税率の特例」に関する規定で、税率を 1%減とする臨時的軽減の規定を新設するもの、26 ページ中段から 29 ページ上段の附則第 16 条は「軽自動車税の種別割の税率の特例」に関する規定、29 ページ上段から 30 ページの附則第 16 条の 2 は「軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例」に関する規定で、軽自動車税のグリーン化特例及び賦課徴収の特例について 3 段階で改正するもの。

この第 2 条改正では、重課の規定を整備し、平成 32 年度分及び平成 33 年度分の軽課を新設するもので、施行日はいずれも平成 31 年 10 月 1 日であります。

続きまして、第 3 条関係といたしまして、30 ページ中段の第 24 条は「個人の町民税の

非課税の範囲」に関する規定で、単身児童扶養者を非課税措置の対象に追加するもので、施行日は平成 33 年 1 月 1 日であります。

31 ページ上段から 32 ページ上段の附則第 16 条は「軽自動車税の種別割の税率の特例」に関する規定で、軽自動車税のグリーン化特例及び賦課徴収の特例について 3 段階で改正するもの。

この第 3 条改正では、電気自動車等に関し、平成 34 年度分及び平成 35 年度分の軽課を新設するもので、施行日は平成 33 年 4 月 1 日であります。

続きまして、第 4 条関係といたしまして、32 ページ中段から 34 ページの平成 29 年多度津町条例第 8 号「多度津町税条例等の一部を改正する条例」のうち、平成 31 年 10 月 1 日に施行される、軽自動車税関係の条文を一部改正するものでございます。

続きまして、第 5 条関係といたしまして、35 ページ上段から 38 ページの平成 30 年多度津町条例第 13 号「多度津町税条例等の一部を改正する条例」の一部を改正するもので、大法人に対する申告書の電子情報処理組織による、提出義務の創設に伴う申告書等の提出方法に関する規定を新設するもので、施行日は平成 31 年 4 月 1 日であります。

続きまして、第 6 条関係といたしまして、39 ページの平成 31 年多度津町条例第 3 号「多度津町税条例の一部を改正する条例」の一部を改正するもので、本改正条例の第 2 条関係の改正による条ズレで、施行日は平成 31 年 4 月 1 日であります。

最後に、本改正条例の附則といたしまして、40 ページから、第 1 条として「施行期日」、40 ページ下段から 42 ページに第 2 条、第 3 条及び第 4 条として「町民税に関する経過措置」、43 ページ上段から第 5 条として「固定資産税に関する経過措置」、第 6 条、第 7 条及び第 8 条として「軽自動車税に関する経過措置」についてそれぞれ定めるものでございます。

続きまして、議案第 2 号『多度津町都市計画税条例の一部改正』の専決処分の承認について、提案説明をさせていただきます。

今回の改正は、地方税法の一部を改正する法律（平成 31 年法律第 2 号）が本年 4 月 1 日から施行されたことに伴い、本町の都市計画税条例の所要の改正を行うものでございます。

それでは、新旧対照表を用い、ご説明させていただきます。

アンダーラインの箇所が改正部分で、右側の欄が改正前、左側の欄が改正後でございます。

3 ページから 4 ページの附則第 3 項は「法附則第 15 条第 40 項の条例で定める割合」に関する規定、附則第 4 項は「法附則第 15 条第 44 項の条例で定める割合」に関する規定、附則第 5 項は「法附則第 15 条第 45 項の条例で定める割合」に関する規定、附則第 14 項は「宅地等に対して課する平成 30 年度から平成 32 年度までの各年度分の都市計画税の特例」に関する規定で、いずれも法律改正による適用条文の項ズレ等、条文の整備で、施行日はいずれも平成 31 年 4 月 1 日であります。

最後に、本改正条例の附則といたしまして、4 ページ下段から 5 ページに第 1 項として「施行期日」を、第 2 項として「経過措置」をそれぞれ規定するものでございます。続きまして、議案第 3 号『多度津町国民健康保険税条例の一部改正』の専決処分の承認について、提案説明をさせていただきます。

今回の改正は、地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成 31 年政令第 87 号）が本年 4 月 1 日から施行されたことに伴い、本町の国民健康保険税条例の所要の改正を行うものでございます。

改正の主な内容は国民健康保険税について、被保険者の負担の適正化を図るため「基礎課税額」に係る課税限度額を引き上げる一方、中低所得者層の負担軽減措置について、5 割軽減及び 2 割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗すべき金額を引き上げるものでございます。

それでは、新旧対照表を用い、ご説明させていただきます。

アンダーラインの箇所が改正部分で、右側の欄が改正前、左側の欄が改正後でございます。

3 ページから 4 ページ上段の第 2 条は「課税額」に関する規定で、第 2 項において、基礎課税額に係る課税限度額を現行の 58 万円から 61 万円に引き上げるものでございます。

4 ページの第 21 条は「国民健康保険税の減額」に関する規定で、今回の課税限度額の引上げに伴う所要の改正を行うもので、第 2 号にて、5 割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗すべき金額を、現行の 27 万 5 千円から 28 万円に、5 ページの第 3 号にて、2 割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗すべき金額を現行の 50 万円から 51 万円に、それぞれ基準額を見直す改正でございます。

最後に、本改正条例の附則といたしまして、第 1 項として「施行期日」を、第 2 項として「適用区分」をそれぞれ規定するものでございます。

以上、誠に簡単な説明ですが、議案第 1 号、専決処分の承認について「多度津町税条例等の一部改正」議案第 2 号、専決処分の承認について「多度津町都市計画税条例の一部改正」及び議案第 3 号、専決処分の承認について「多度津町国民健康保険税条例の一部改正」の説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

議長（村井 勉）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第 5、議案第 4 号、善通寺市・琴平町・多度津町学校給食センター条例の制定についてを議題といたします。

タブレットの準備はよろしいでしょうか。

提案者の提案理由の説明を求めます。

教育課長、竹田君。

教育課長（竹田 光芳）

それでは、議案第4号、善通寺市・琴平町・多度津町学校給食センター条例の制定について提案説明を申し上げます。今回の条例の制定につきましては、善通寺市及び琴平町と共同で進めております学校給食センターを設置するために制定しようとするものであります。条例につきましては、第1条において本給食センターの設置について定めており、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第30条の規定に基づき善通寺市・琴平町・多度津町は学校給食を共同して行うため調理場を一括処理する施設として学校給食センターを設置することとしております。第2条では学校給食センターの名称及び位置を定めており、名称を「善通寺市・琴平町・多度津町学校給食センター」とし、位置を善通寺市生野町463番地1に置くこととしております。第3条では、この条例に定めるもののほか、施設の管理及び執行に関する事項については1市2町学校給食センター協議会規約に定めることとしております。なお、附則といたしまして第1項で条例の施行日を令和元年8月1日とし、第2項で現在設置しております多度津町学校給食共同調理場設置条例を廃止することとしております。また、第3項において特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正することとし、これまで任命しておりました共同調理場運営委員に関する記載を削除するものであります。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第4号の提案説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（村井 勉）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第6、議案第5号、多度津町火災予防条例の一部改正についてを議題といたします。

タブレットの準備はよろしいでしょうか。

提案者の提案理由の説明を求めます。

消防長、阿河君。

消防長（阿河 弘次）

おはようございます。

議案第5号、多度津町火災予防条例の一部改正について提案説明を申し上げます。

今回の改正は、不正競争防止法等の一部を改正する法律が平成30年5月30日に、住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令が平成31年2月28日にそれぞれ公布されたことに伴い、本条例の所要の改正を行おうとするものであります。

それでは、新旧対照表によりご説明申し上げますので、タブレットの1ページをお開き下さい。

アンダーラインを引いている箇所が、今回改正しようとする部分でございます。

タブレット1ページの中段部分をご覧ください。

「不正競争防止法等の一部を改正する法律」において、工業標準化法が産業標準化法

に、また、日本工業規格が日本産業規格にそれぞれ改められたことに伴う字句の改正でございます。

タブレット2ページの上段部分をご覧ください。

「住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令」において、「作動時間が60秒以内」が「第1種」に改められたことに伴う字句の改正でございます。

タブレット2ページの中段部分をご覧ください。

同じく「住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令」が改正されたことに伴い、第29条の5第6号を第7号とし、第5号の次に「住宅用防災警報器等の設置の免除に関する事項」の一号を追加するものでございます。

内容といたしましては、「住宅用火災警報器等を設置しないことができる場合として、第29条の3第1項各号又は第29条の4第1項に掲げる住宅の部分に特定小規模施設用自動火災報知設備を特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成20年総務省令第156号）第3条第2項及び第3項に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき」でございます。

なお、付則といたしまして、この条例は公布の日から施行しようとするものでございますが、第16条第1項の改正規定につきましては、令和元年7月1日から施行するものでございます。

以上、誠に簡単な説明ではございますが、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（村井 勉）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第7、議案第6号、令和元年度多度津町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

タブレットの準備はよろしいでしょうか。

提案者の提案理由の説明を求めます。

総務課長、岡部君。

総務課長（岡部 登）

おはようございます。

議案第6号、令和元年度多度津町一般会計補正予算（第1号）について提案説明を申し上げます。

元号を改める政令（平成31年政令第143号）の施行に伴い、「平成31年度多度津町一般会計予算」の名称を「令和元年度多度津町一般会計予算」とし、元号による年表示につきましても「令和」に読み替えるものといたします。

第1条は、既定の歳入歳出予算の総額95億3,400万円に、歳入歳出それぞれ1,390万

円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 95 億 4,790 万円とするものでございます。

この度の補正予算のうち、歳出における増額補正の主なものは農林水産業費、教育費などとなっております。

歳入における増額補正の主なものは、国庫支出金、繰入金などとなっております。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明申し上げます。

18 ページをお開き下さい。

款 2. 総務費は、342 万 4 千円の増額補正により、16 億 6,905 万 6 千円に改めるもので、項 1. 総務管理費の増額でございます。

内訳といたしましては、目 1. 一般管理費、4 万 3 千円の増額、目 5. 財産管理費、100 万円の増額、目 6. 企画費、238 万 1 千円の増額です。

20 ページをお開き下さい。

款 6. 農林水産業費は、418 万円の増額補正により、2 億 5,449 万円に改めるもので、項 1. 農業費、目 4. 農地費の増額でございます。

22 ページをお開き下さい。

款 8. 土木費は、160 万円の増額補正により、13 億 9,856 万 2 千円に改めるもので、項 6. 都市計画費、目 1. 都市計画管理費の増額でございます。

24 ページをお開き下さい。

款 10. 教育費は、469 万 6 千円の増額補正により、9 億 2,181 万円に改めるものでございます。

項 1. 教育総務費は、20 万円の増額補正で目 2. 事務局費の増額、項 2. 小学校費は、67 万 8 千円の増額補正で、目 2. 教育振興費の増額、項 5. 社会教育費は、120 万円の増額補正で目 1. 社会教育総務費の増額、項 6. 保健体育費は、261 万 8 千円の増額補正で目 3. 体育施設費の増額です。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

10 ページをお開き下さい。

款 9. 国庫支出金は、490 万円を増額補正し、10 億 9,440 万 1 千円に改めるもので、項 2. 国庫補助金の増額でございます。

内訳といたしましては、目 2. 農林水産業費国庫補助金、410 万円の増額、目 4. 土木費国庫補助金、80 万円の増額です。

12 ページをお開き下さい。

款 10. 県支出金は、104 万 3 千円を増額補正し、6 億 7,267 万 3 千円に改めるものでございます。

項 2. 県補助金は、84 万 3 千円の増額補正で、内訳は、目 6. 土木費県補助金、40 万円の増額、目 8. 教育費県補助金、44 万 3 千円の増額です。項 3. 県委託金は、20 万円の増額補正で、目 6. 教育費県委託金の増額です。

14 ページをお開き下さい。

款 13. 繰入金は、626 万円を増額補正し、5 億 7,945 万 5 千円に改めるもので、項 2. 基金繰入金、目 2. 財政調整基金繰入金の増額でございます。

16 ページをお開き下さい。

款 15. 諸収入は、169 万 7 千円を増額補正し、2 億 4,758 万 5 千円に改めるもので、項 4. 雑入、目 4. 雑入の増額でございます。

以上によりまして、歳入歳出予算の総額 95 億 3,400 万円に、1,390 万円を追加し、95 億 4,790 万円に改めようとするものでございます。

以上よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

議長（村井 勉）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第8、議案第7号、物品購入契約の締結についてを議題といたします。

タブレットの準備はよろしいでしょうか。

提案者の提案理由の説明を求めます。

総務課長、岡部君。

総務課長（岡部 登）

議案第7号、物品購入契約の締結についての提案説明をさせていただきます。

物品名につきましては、「災害対応特殊消防ポンプ自動車」でございます。

納入場所は多度津町消防本部で、契約の方法につきましては、3社による指名競争入札でございます。

契約金額は4,389万円、その内消費税額等は、399万円でございます。参考までに、請負比率は、95.00%でございました。

納入業者は、高松市伏石町1340番地3、株式会社岩本商会 高松支店 支店長 別所拓也でございます。

また、参考資料といたしまして、2ページに契約書及び付帯条件を、また3ページから15ページにかけて仕様書の抜粋を添付いたしております。

物品の概要といたしましては、長年の使用に伴い老朽化した災害対応特殊消防ポンプ自動車を更新しようとするものでございます。なお、納期につきましては、令和2年2月28日までとしております。

以上の内容のものを、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、本物品購入契約を締結することについて、議会の議決を求めるものでございます。

以上、議案第7号、物品購入契約の締結について、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

議長（村井 勉）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第9、議案第8号、教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

タブレットの準備はよろしいでしょうか。

提案者の提案理由の説明を求めます。

丸尾町長。

町長（丸尾 幸雄）

議案第8号、教育委員会委員の任命につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

多度津町教育委員会委員として田中 公敏氏を任命いたしたく地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定によりまして、議会の同意を求めるものでございます。田中 公敏氏の住所・生年月日につきましては記載のとおりであります。同氏は令和元年6月30日をもって任期満了となります。現在も教育委員としまして教育行政に熱心に取り組んでいただいております、今後におきましても誠意を持って取り組んでいただけるものと思っておりますので、教育委員として最適任であると考えております。

なお、田中氏の任期につきましては、令和元年7月1日から令和5年6月30日までの4年とするものでございます。

よろしくご同意賜りますようお願いを申し上げて、提案説明とさせていただきます。

議長（村井 勉）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

ここで、お諮りいたします。

本案は、人事案件でございますので、本日、先議いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

ご異議なしと認めます。

よって、本日、先議することに決定をいたしました。

これより、質疑に入ります。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第8号についてを採決いたします。

本案は、原案どおりに同意することについて、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案に同意することに決定をいたしました。

日程第10、議案第9号、専決処分の承認について(令和元年度多度津町特別会計公共下水道補正予算(第1号))を議題といたします。

タブレットの準備はよろしいでしょうか。

提案者の提案理由の説明を求めます。

建設課長、三谷君。

建設課長(三谷 勝則)

おはようございます。

それでは、議案第9号、専決処分の承認について(令和元年度多度津町特別会計 公共下水道補正予算(第1号))について提案説明を申し上げます。

元号を改める政令(平成31年政令第143号)の施行に伴い、「平成31年度多度津町特別会計 公共下水道予算」の名称を「令和元年度多度津町特別会計 公共下水道予算」とし、元号による年表示についても「令和」に読み替えるものといたします。

平成30年度多度津町特別会計 公共下水道決算において、実質収支額に赤字が生じる見込みとなったことから、地方自治法施行令第166条の2の規定により繰上充用を行うため、令和元年度多度津町特別会計補正予算(第1号)について、地方自治法第179条第1項の規定により、令和元年5月28日に専決処分をいたしましたので、報告し、議会の承認を求めるものであります。

下3ページをお開き下さい。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額10億7,670万円に、歳入歳出それぞれ21万7千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、10億7,691万7千円とするものでございます。

今回の補正予算のうち、歳出は、前年度繰上充用金の増額補正でございます。一方、歳入は、諸収入の増額補正でございます。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により説明を申し上げます。

下14ページをお開き下さい。

歳出といたしましては、款4、前年度繰上充用金を、21万7千円増額補正し、21万7千円に改めるものでございます。

これは、平成30年度決算の不足分を繰上充用処理するための増額補正でございます。

続きまして、歳入につきまして、説明を申し上げます。

下12ページをお開き下さい。

款7、諸収入を、21万7千円増額補正し、22万3千円に改めるものでございます。

以上によりまして、歳入歳出の予算総額 10 億 7,670 万円に、21 万 7 千円を増額し、10 億 7,691 万 7 千円に改めるものでございます。

以上、誠に簡単な説明でございますが、議案第 9 号の提案説明とさせていただきます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

議長（村井 勉）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。竹田君。

教育課長（竹田 光芳）

失礼いたします。先ほど提案説明させていただきました、議案第4号、善通寺市・琴平町・多度津町学校給食センター条例の制定につきまして提案説明を申し上げたところでございますが、資料の一部に誤りがございましたので訂正させていただきます。資料の3ページの方、お開き下さい。附則の3といたしまして特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、新旧対照表の方、載せてございます。3ページの表の一番下、文化財保護委員のところでございます。改正前のところには金額の25,500円の前に「〃」っていう符号がございます。改正後にも同じような「〃」っていう符号がございますが、これにしますとその上の「月額」のところと同じとなってしまいますので、ここの改正後の文化財保護委員のところの報酬額の「〃」の符号を除けまして、「年額」という形で訂正をさせていただきたいと思っております。正しい議案書につきましては、改めてご提出させていただきますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。どうも失礼いたしました。

議長（村井 勉）

建設課長、三谷君。

建設課長（三谷 勝則）

失礼いたします。先ほど、議案第9号の専決処分の承認についての提案説明の中で少し説明に不足がありましたので、ちょっと訂正をさせていただきます。下12ページをご確認下さい。歳入につきまして先ほど款7、諸収入を、21万7千円増額補正し、22万3千円に改めるものでございます。と説明を申し上げましたが、これにつきましては説明不足で款7、項2、雑入において22万3千円に改めるもので、諸収入については、21万7千円を増額補正し、22万4千円に改めるものでございます。訂正をさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（村井 勉）

今の説明でお分かりになりましたか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

以上で提案説明を終わります。

ここで、お諮りいたします。

ただ今までに、提案理由の説明がなされました議案で、議案第1号から議案第7号まで及

び議案第9号を、総務教育常任委員会に、多度津町議会会議規則第39条第1項の規定により付託の上、審査することに致したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声と呼ぶ者あり)

議長 (村井 勉)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号から議案第7号及び議案第9号の8議案を総務教育常任委員会に、付託の上、審査することに決定を致します。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了をいたしました。

これにて、散会を致します。

どうもありがとうございました。

散会 午前10時28分

以上、会議の次第を記載して、その相違ない旨を証するためここに署名捺印する。

令和元年6月4日
第2回多度津町議会定例会

議 長

議 員

議 員

事務局長

書 記